# 契　約　書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（北海道指定事業所番号　０１７５９０００３４）

**社会福祉法人　清 光 園**

**清光園短期入所生活介護事業所**

# 目　　次

１　短期入所生活介護サービス利用契約書・・・・・・・・・・・・・　２～　９

２　重要事項説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０～２４

私は、清光園短期入所生活介護事業所の利用開始にあたり、本書面に基づき上記事項の説明を行いました。

清光園短期入所生活介護事業所

説　明　日　＿＿＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

説　明　者　職　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

清光園短期入所生活介護事業所

ユニット型

（介護保険事業所番号 0175900034）

# 短期入所生活介護

## （介護予防短期入所生活介護）

# サービス利用契約書

社会福祉法人　清 光 園

# 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス利用契約書

甲（利用者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙（事業者）　清光園短期入所生活介護事業所

甲（利用者）と乙（短期入所生活介護事業所）は、乙が提供するサービスの利用に関して、次のとおり短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス利用契約を締結します。

（契約の目的）

第１条　乙は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自律した日常生活を営むことができるよう、本契約で定める各種サービスを提供します。

（契約期間）

第２条　本契約は、契約適用日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の更新又は変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定の有効期間満了日までとします。

（居宅介護支援事業所との連携）

第３条　乙は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業所及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する機関等との綿密な連携に努めます。

２　乙は、甲が居宅サービス計画の変更を書面により希望する場合は、すみやかに居宅介護支援事業所への連絡調整等の援助を行います。

（短期入所生活介護計画の作成・変更）

第４条　乙は、甲が連続して４日以上利用の場合、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。ただし、緊急にサービスが必要な場合は、居宅サービス計画等が作成される前であっても、サービスの提供を行います。

２　前項の短期入所生活介護計画は、甲又は甲の代理人（以下「代理人」という。）に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

３　短期入所生活介護計画には、甲及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、短期入所生活介護サービスの目標及びその達成時期、短期入所生活介護サービスの内容、短期入所生活介護サービスを提供する上での留意事項を記載します。

４　乙は、甲又は代理人が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、

その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能なときは、すみやかに短期入所生活介護計画の変更等の対応を行います。

5　利用期間が４日間未満の利用者にあっても、乙を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、乙の心身の状況等を踏まえて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

6　乙は、「短期入所生活介護計画」を作成又は変更した場合には、甲又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第５条　乙は、介護保険給付対象サービスとして、短期入所生活介護計画の作成、介護、食事、機能訓練、健康管理、相談及び援助を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第６条　乙は甲又は代理人との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

（１）特別な食事
（２）特別な居室
（３）貴重品の管理
（４）教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事、クラブ活動
（５）理美容サービス
（６）インフルエンザ感染症等予防対策
（７）利用者の移送

２　前項の他、乙は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。

３　前２項のサービスについて、その利用料金は甲又は代理人が支払うものとします。

４　第１項の費用の額は別紙重要事項説明書「５　利用料等」に記載した通りです。

５　乙は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて甲の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（甲等への説明）

第７条　乙は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を、甲に対しても行うよう努めるものとします。

２　代理人は、本契約に基づいて乙から行われる前項の説明及び報告等について、甲の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

（運営規程の遵守）

第８条　乙は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、乙に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

２　本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、乙、甲又は代理人ともに遵守するものとし、乙がこれを変更する場合は、甲又は代理人に対して事前に説明することとします。
３　甲又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（利用料の種類）
第９条　甲は、乙から介護保険給付対象の介護福祉サービスの提供を受けたときは、乙に対し、重要事項説明書の記載に従い、介護報酬の利用者負担分を支払います。
２　甲は、前項に定める他、重要事項説明書の記載に従い、居住費及び食費を支払います。
３　甲は、乙から介護保険給付対象外のサービス等の提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、その利用料全額を支払います。

（利用料の支払）
第１０条　乙は介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払を受けます。
２　甲は、当月分の利用料（介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外のサービス等の料金）の金額を乙が指定する方法により支払います。
３　乙は前項の利用料の通知にあたっては、介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外のサービス等の料金ごとに、その明細を付して、分かりやすく通知するものとします。
４　乙は甲について適用される利用料減額制度（名称を問わず甲の支払金額が減額となる制度一般を広く含む。）の有無について十分に調査し、利用可能な減額制度がある場合には、甲、代理人、甲の家族等に対してその内容及び手続を教示し、必要に応じて減額手続をとることを援助するものとします。

（利用料金の変更）
第１１条　乙は、介護保険法その他の関係法令の変更、甲の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費を請求することができるものとします。
２　介護保険給付対象外のサービス利用料を変更するには、甲がその変更に同意することを必要とするものとします。
３　前２項のいずれにおいても、乙は甲、甲の家族等の関係者に対して変更の理由と根拠を十分に説明します。
４　甲は第１項に定める変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（乙及び従業者の義務）

第１２条　乙及び従業者は、サービスの提供に当たって、甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

２　乙は、甲の体調・健康状態からみて必要がある場合には、事業所の医師又は看護職員若しくは主治医と連携し、乙又は代理人からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

３　乙は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

４　乙及び従業者は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限する行為を行わないものとします。

５　乙は、甲の心身の状況等を適宜、代理人に報告し、甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、すみやかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

６　乙は、甲に対する指定短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結の日より２年間保管し、甲又は代理人の請求に応じてこれを閲覧出来ることとします。

（利用日の中止・変更・追加）

第１３条　甲は、利用期日前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、甲はサービス実施日の前日までに乙に申し出るものとします。また、サービスの利用を追加することもできます。

２　甲が、利用当日に利用の中止を申し出た場合又は申し出なく利用を中止された場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を乙にお支払いいただく場合があります。ただし甲の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

３　乙は、第１項に基づく甲からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、乙が満員で甲の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を甲に提示して協議するものとします。

（守秘義務等）

第１４条　乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族等の秘密を漏らしません。

２　乙は、乙の職員が退職後、在職中に知り得た甲、甲の家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

３　乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲、甲の家族等に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関連する者の同意を得ることとします。

４　第１項の規定にかかわらず、乙は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（甲の事業所利用上の注意義務等）

第１５条　甲は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

２　甲又は代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には乙及び従業者が甲の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、乙は、甲のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

３　甲又は代理人は、甲が居室及び乙の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。

４　甲の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、甲又は代理人と乙との協議により、居室又は共用設備の利用方法等を決定するものとします。

（禁止行為）

第１６条　サービス提供を開始するに当たり、甲は施設内で次の行為をしてはなりません。

（１）管理者が定めた場所と時間以外で、喫煙又は飲酒をすること。

（２）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

（３）けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

（４）施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

（５）指定した場所以外で火気を用いること。

（６）故意に施設若しくは物品に損害を与え又はこれを持ち出すこと。

（損害賠償責任）

第１７条　乙は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。また、第１４条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

２　前項の場合において、甲に損害が発生した場合は、乙はすみやかに甲に生じた損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

３　前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

４　乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

（１）甲及び甲の家族等が、契約締結時に甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

（２）甲が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

（３）甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。

（４）甲が、乙若しくは乙の職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

（乙の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第１８条　乙は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

２　前項の場合に、乙は、甲に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

（契約の終了事由）

第１９条　甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

（１）甲が死亡した場合。

（２）要介護認定により甲が自立と判定された場合。

（３）乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により本施設を閉鎖した場合。

（４）本施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。

（５）乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

（６）第２０条から第２２条に基づき本契約が解除又は解約された場合。

（甲又は代理人からの中途解約）

第２０条　甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合は、７日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は終了します。

２　甲は、現に短期入所生活介護サービスを利用中であっても、乙に債務不履行、不法行為の事由がある場合、即時にこの契約を解約することができます。

（甲又は代理人からの契約解除）

第２１条　甲又は代理人は、乙若しくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

（１）乙若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定める指定短期入所生活介護サービスを実施しない場合。

（２）乙若しくは従業者が第１４条に定める守秘義務に違反した場合。

（３）乙若しくは従業者が故意又は過失により甲の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

（４）他の利用者が甲の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、乙が適切な対応をとらない場合。

（乙からの契約解除）

第２２条　乙は、甲が次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

（１）甲及び甲の家族等が、契約締結時に甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

（２）甲が正当な理由なく、第９条記載の利用料の支払いを３か月以上滞納した場合。

（３）甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。

（４）甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする恐れが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。

（５）甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。

（６）甲が、乙又はサービス従業者もしくは他の利用者等に対して本契約を継続しがたいほどのハラスメント行為（著しい暴言、暴力、威圧的な態度等）を行った場合

２　乙が前項によりこの契約を解除又は解約するときは、甲の心身の状況やその置かれている状況を踏まえて、介護施設専門員や市町村への連絡、その後のサービスの確認等の援助を行います。

（契約の終了に伴う援助）

第２３条　乙は、契約の解除又は終了が決定したときは、事前に居宅介護支援事業所に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、甲に対して必要な援助を行います。

（残置物の引取等）

第２４条　乙は、本契約が終了した後、甲の残置物がある場合には、甲又は代理人にその旨連絡するものとします。

２　甲又は代理人は、前項の連絡を受けた後２週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、すみやかに乙にその旨連絡するものとし、乙は、相当な理由があると認めた場合はその期間を猶予するものとします。

３　乙は、前項ただし書の場合を除いて、甲又は代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を甲又は代理人に引き渡すものとし、甲及び代理人がこれを引き取らない場合には、甲は残置物について所有権を放棄し、乙は任意の方法で売却、廃棄その他の処分を行うことができることとします。ただし、その引き渡し又は処分に係る費用は甲の負担とし、甲又は代理人は、乙からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

（苦情対応）

第２６条　甲、甲の家族等は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書記載の苦情受付窓口に問い合わせをすることや苦情を申し出るこ

とができます。その場合、乙はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について申出人に報告します。

２　乙は甲、甲の家族等から前項の問い合わせがなされたことあるいは苦情の申出がなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益、差別的な取扱いもいたしません。

（乙が提供できる介護サービスの内容と計画）

第２７条　乙は、甲に対して、重要事項説明書記載の短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス（以下、「短期入所生活介護サービス」という。）を提供します。この場合、乙は甲の当施設利用申込前の甲の健康並びに介護状態等を予め十分に聴取したうえでサービスを提供します。

２　乙は、必要に応じて甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、甲の短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）（以下、「短期入所生活介護計画」という）を作成します。

３　甲のための短期入所生活介護計画を作成する際には、甲、甲の家族等の関係者から事情をよく聞いて、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自律した日常生活を送られるよう配慮します。

４　甲のための短期入所生活介護計画を作成・変更する際には、乙は、甲、甲の家族等に対して説明し、同意を得ることとします。

（甲の基本的権利）

第２８条　甲と乙は、甲が乙からサービスの提供を受けるにあたり、本契約書において個々に定める他、次の各号の権利を有することを確認し、乙はサービスの提供にあたり、甲の権利を尊重し、甲はこれらの権利を行使することにより乙から不利益な取扱を受けたり、差別的な対応を受けることはありません。

（１）乙によるサービスの提供において、甲の意思が最大限尊重されること。

（２）乙によるサービスの提供において、甲のプライバシー及び個人情報は尊重されること。

（３）甲は自らの費用をもって自己が選ぶ医師や弁護士・税理士などの専門家といつでも相談できること。

（４）甲は施設での運営に重大な支障がない限り、個人の衣服や家具備品等を居室に持ち込むことができること。

（介護サービス記録）

第２９条　乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する日々の記録を整備し、サービス提供の最終日から２年間保存します。

２　甲及び甲の家族等は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧及びコピーの提供を求めることができます。

（事故発生時の対応）

第３０条　乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに甲の家族等の関係者に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

（原状回復の義務）

第３１条　甲は、乙の施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚染若しくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

（精算）

第３２条　甲は、第１９条各号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第３１条（原状回復の義務）、その他の条項に基づく義務を乙に対して負担しているときは、契約終了日から１週間以内に精算するものとします。

（協議事項）

第３３条　この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、甲の家族等との間で協議の上、誠意を持って解決します。

# 清光園短期入所生活介護事業所

# ユニット型

**（介護保険事業所番号 0175900034）**

# 重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、短期入所生活介護サービス利用契約（以下「契約」という。）書の契約者である甲（利用者）（以下「甲」という。）に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

また、事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

**社会福祉法人　清 光 園**

１　事業の目的

指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法その他関係法令に従い、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自律した日常生活を営むことができるよう、甲に、日常生活を営むために必要な居室及び共有施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

２　運営方針

（１）教育、訓練、研修を通じた職員の質の向上を図り、職員一人ひとりが誠意を持って質の高いサービスが提供できるように努めます。

（２）利用者一人ひとりの個性と意思を尊重し、可能性の実現を図り、生きがいをもって暮らすことができるように支援します。

（３）地域社会との連携を常に心がけ、ボランティアを始め、町内会等地域住民と協力して地域の福祉拠点としての役割を果たします。

３　事業者（法人）の概要

| | |
|---|---|
| 経営事業者の名称 | 社会福祉法人　清光園 |
| 法人所在地 | 〒０６８－０５３６　夕張市南清水沢１丁目５５番地１ |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 代表者氏名 | 理事長　　中條　俊博 |
| 電話・ＦＡＸ番号 | 電　話　０１２３－５９－６２１３<br>ＦＡＸ　０１２３－５９－５００９ |
| 設立年月日 | 昭和４９年１１月１８日 |

４　事業所の概要

| | |
|---|---|
| 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所（ユニット型）<br>平成１２年４月１日指定<br>北海道０１７５９０００３４号<br>※　当事業所は特別養護老人ホーム清光園に併設されています。 |
| 事業所の名称 | 清光園短期入所生活介護事業所 |
| 事業所の所在地 | 〒０６８－０５３６　夕張市南清水沢１丁目５５番地１ |
| 事業所長（管理者） | 施設長　　赤塚　成樹 |
| 電話・ＦＡＸ番号 | 電　話　０１２３－５９－６２１３<br>ＦＡＸ　０１２３－５９－５００９ |
| 開設年月 | 平成１２年４月 |

5　施設の概要

（1）施設（特別養護老人ホーム清光園）

| | |
|---|---|
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根４階建 |
| 建物の延べ床面積 | ６３７．４００㎡ |
| 短期入所利用定員 | ５人 |
| 営業（サービス提供日） | 営業日　　年中無休<br>受付時間　　月曜日～金曜日　　８：３０～１７：３０ |
| 併設事業 | 特別養護老人ホーム清光園（介護老人福祉施設） |
| 施設の周辺環境 | 施設の後方はゆるやかな山並みの林が広がっており、祭り等の行事や消防訓練等、地域住民の皆さんとの交流もさかんに行っております。 |

（2）居室・設備の概要

| 居室・設備の概要 | 室　数 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 短期入所用個室 | ５室 | ユニット型個室 |
| 入居用個室 | １０５室 | ユニット型個室 |
| 合　計 | １１０室 | 個室にはベッド、洗面台等が設置されています。 |
| 医務室 | １室 | |
| 浴　室 | １５室 | 個人浴槽１２槽　中間浴槽２槽　特殊浴槽１槽 |

※　上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

なお、甲から居室の変更の申し出があった場合は、契約者乙（事業者）（以下「乙」という。）は、その申し出を相当と認めたときは、居室の変更を行います。

甲の心身の状況により、居室を変更する場合が生じたときは、甲や甲の家族等と協議するものとします。

※　居室に関する特記事項　　各ユニットに共同のトイレを設置しています。

（3）ユニットの名称・定員

| 階　数 | ユニット名称 | 定　員 |
|---|---|---|
| ２　階 | 末　広 | ５名 |

6　職員の配置状況

乙は、甲に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職

種の職員を配置しております。

≪主な職員の配置状況≫※職員の配置については、指定基準を遵守しております。

| 職　種 | 現員数 | 指定基準 |
|---|---|---|
| ①　施設長 | １名 | １名 |
| ②　介護職員 | ７０名以上 | ３５名 |
| ③　生活相談員 | ４名以上 | ２名 |
| ④　看護職員 | ４名以上 | ３名 |
| ⑤　機能訓練指導員 | ３名以上 | １名 |
| ⑥　介護支援専門員 | ３名以上 | ２名 |
| ⑦　医師（嘱託） | １名（非常勤） | １名（非常勤可） |
| ⑧　栄養士 | １名以上 | １名 |

≪主な職種の勤務体制≫

| 職　種 | 常　勤　体　制 |
|---|---|
| ①　医　師 | 毎週水曜日１４：００～１６：００ |
| ②　介護職員 | 標準的な時間帯における人員配置<br>早番　…　７：００～１６：００　・・・・　１２名<br>遅番　…　１０：００～１９：００<br>準夜　…　１３：００～２２：００　・・・・　１２名<br>夜勤　…　２２：００～　７：００　・・・・　６名 |
| ③　看護職員 | 標準的な時間帯における人員配置<br>早番　…　８：００～１７：００<br>日勤　…　８：３０～１７：３０<br>遅番　…　１０：００～１９：００ |
| ④　機能訓練指導員<br>栄養士 | 標準的な時間帯における人員配置<br>日勤　…　８：３０～１７：３０ |
| ⑤　介護支援専門員<br>生活相談員 | 標準的な時間帯における人員配置<br>日勤　…　８：３０～１７：３０ |

※　勤務時間については計３８種類あり、甲の状況に合わせユニット毎に必要な人員を配置しております。

※　日中においては、ユニット毎に常時１人以上の介護職員を配置しております。

※　夜間及び深夜時間帯においては、２ユニット毎に１人以上の介護職員を配置して

おります。

※　夜間の甲の急変等の対応のために看護職員への連絡体制を確保しております。

7　乙が提供するサービスと利用料金

乙は、甲に対して以下のサービスを提供します。

（1）甲に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画書（ケアプラン)」に基づきます。

（2）乙は、甲の当事業所利用申込前の甲の健康並びに介護状態等を予め十分に聴取したうえでサービスを提供します。

（3）乙は、必要に応じて甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、甲の短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）（以下、「短期入所生活介護計画」という）を作成します。

（4）甲のための短期入所生活介護計画を作成する際には、甲、甲の家族等の関係者から事情をよく聞いて、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自律した日常生活を送られるよう配慮します。

（5）甲のための短期入所生活介護計画を作成・変更する際には、乙は、甲、甲の家族等に対して説明し、同意を得ることとします。

≪サービスの概要≫

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

別記の料金表によって、甲の要介護度に応じた介護サービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）と居室と食費に係る自己負担額の合計金額をお支払いください(介護サービ利用料金は､甲の要介護度に応じて異なります)。

また、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、甲の負担額を変更します。

| 種　　類 | 内　　容 |
|---|---|
| 食　　事<br>(栄養管理) | 乙は、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに甲の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。<br>乙の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としておりますが、体調や希望により居室や談話室、パブリックスペース等もご利用いただけます。<br>（食事時間）朝食　…　８：００～<br>昼食　…　１２：００～<br>夕食　…　１８：００～<br>上記の食事時間は提供開始の基本時間ですが、個別のニーズに対応することも可能です。 |

| | |
|---|---|
| 入　　浴 | 入浴は週２回以上行います。<br>・　寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。<br>・　清拭　…　甲の身体状態に応じて実施します。<br>その他、夜間浴・同性介助等ご希望に合わせて入浴していただけるようにいたします。 |
| 排　　泄 | 排泄の自律を促すため、甲の身体能力を最大限活用した援助を行います。 |
| 機能訓練 | 機能訓練指導員等により、甲の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。 |
| 健康管理 | 医師や看護職員が、健康管理を行います。 |
| 自律への支援 | 在宅生活が継続できるよう、生活習慣等に配慮し適切な援助を行います。<br>また、甲が自分の気持ちで選択し、ありのままの自分で生きていることができるよう、思いを汲み取り必要な支援をいたします。 |

（２）介護保険の給付の対象とならないサービス

| 種　　類 | 内　　容 |
|---|---|
| 食　費 | 食事の提供に要する費用　◇利用料金　１日　１，５４５円<br>内訳　朝食　４４５円　昼食　５６０円　夕食　５４０円<br>※　食費は提供した食事の分のみ請求いたします。 |
| 居住費 | 居住に要する費用　　◇利用料金　１日　２，０６６円 |
| 理容・美容 | 理・美容師の出張理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。<br>◇利用料金　　理・美容師へ実費をお支払いください。 |
| 複写物の交付 | 甲は、サービス提供者についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。<br>◇利用料金　　１枚につき１０円 |
| レクリエーション<br><br>サークル活動 | 甲の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。<br>その場合、材料費の実費を徴収する場合があります。<br>主な行事　　季節毎の行事、地域での祭りや行事等<br>サークル活動　　映画鑑賞、音楽鑑賞、生け花、編み物等 |

| | |
|---|---|
| 日常生活上必要となる諸費用実費 | 日常生活品の購入代金等、甲の日常生活に要する費用で、甲に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。<br>◇利用料金　　実費 |
| テレビ使用料 | 居室にテレビを設置する場合、テレビ使用料をご負担いただきます。<br>◇利用料金　　１日　３０円 |

※　おむつ代は、介護保険の給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

※　上記料金を変更する場合、乙は甲、甲の家族等の関係者に対して変更の理由と根拠を十分に説明します。

≪利用料金≫

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（１割負担の場合の１日あたりの金額）

| 要介護度 | 要支援１ | 要支援２ |
|---|---|---|
| ①　介護サービス基本料金 | ５，２９０円 | ６，５６０円 |
| ②　うち介護保険の給付額 | ４，７６１円 | ５，９０４円 |
| ③　自己負担額（１－２） | ５２９円 | ６５６円 |

| 要介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
|---|---|---|---|---|---|
| ①　介護サービス基本料金 | ７，０４０円 | ７，７２０円 | ８，４７０円 | ９，１８０円 | ９，８７０円 |
| ②　うち介護保険の給付額 | ６，３３６円 | ６，９４８円 | ７，６２３円 | ８，２６２円 | ８，８８３円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ③　自己負担額（１－２） | ７０４円 | ７７２円 | ８４７円 | ９１８円 | ９８７円 |

※　その他、加算につきましては、別紙料金表のとおりとなります。

※　介護保険負担割合証の利用者負担の割合により、介護保険給付サービス費の料金が異なることがあります。

※　料金は、介護保険制度改正や介護保険負担割合証により変更することがあります。

※　甲が、まだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます（償還払い）。

償還払いとなる場合、甲が保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

（２）介護保険の給付の対象とならないサービス

食費・居住費について、市町村から「介護保険負担限度額認定」を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

| 負担限度額認定段階 | 利用者負担額　（日額） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第１段階 | 第２段階 | 第３段階① | 第３段階② | 第４段階 |
| 食　費 | ３００円 | ６００円 | １，０３０円 | １，３６０円 | １，５４５円 |
| 居住費 | ８８０円 | ８８０円 | １，３７０円 | １，４７０円 | ２，０６６円 |

※　市区町村民税課税対象者については、基準額となります。

※　１日当たりの食費合計金額が、甲の所得段階に応じた食費の負担限度を超えた分について、減免が適用されます。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月毎（月末締め）に計算し請求しますので、以下の方法でお支払いください。

利用料金のお支払いは「シャープファイナンス株式会社預金口座振替集金代行サービス」をご利用いただき、甲が指定する金融機関からの自動引落となります。
なお、口座の名義人は甲以外の方でもかまいません。
請求書は、サービスご利用月の翌月２０日迄に送付します。
お支払いは、サービスご利用月の翌々月の３日（３日が休日の場合は翌営業日）に所定の口座から自動引落となります。

（４）利用中止に係る料金について

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし、甲の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

| | |
|---|---|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無　　料 |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 利用予定日当日の利用料金の全額（自己負担相当額） |

※　甲がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することはできます。その場合は、既に実施されたサービスに係る利用料金をお支払いいただきます。

８　事業所利用の留意事項

（１）本事業所のご利用にあたって、事業所をご利用されている方の快適性、安全性を確保するため、次の行為を行わないようご留意ください

①　管理者が定めた場所と時間以外で、喫煙又は飲酒すること。
②　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
③　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
④　施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
⑤　指定した場所以外で火気を用いること。

（２）本事業所のご利用にあたって、次の事項をお守りください。

| 項　目 | 内　　容 |
|---|---|
| ①　面会 | ・　面会時間については特に制限はありませんが、他の利用者の迷惑とならないようご配慮願います。<br>・　正面玄関からの出入りは８：３０～１７：３０までとなっております。<br>・　上記の時間以外の面会については、職員玄関から出入りができますので、ご相談ください。 |

| | |
|---|---|
| ② 外出 | ・ 外出される場合は、事前にお申し出ください。 |
| ③ 食事 | ・ 外出等で食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。 |
| ④ 施設・設備の使用上の注意 | ・ 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。<br>・ 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、甲の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。<br>・ 甲に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、甲の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。<br>ただし、その場合、甲のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。<br>・ 乙の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。 |
| ⑤ 喫煙 | ・喫煙スペース以外での喫煙はご遠慮ください。<br>・喫煙が可能なのは、加熱式たばこのみとなります。 |
| ⑥ 家具等の持ち込み | ・ 居室は家具等の持ち込みの制限はありません。 |
| ⑦ 貴重品管理 | ・ 紛失等の可能性があるため、ご家族様の管理としております。<br>・ 金品の自己管理を希望される場合、紛失等の弁償は出来かねますので、甲の責任において管理をお願いいたします。<br>・ 必要に応じ手提げ金庫等をご用意していただき、お使いください。 |

9 緊急時の対応

甲の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、すみやかに主治医及び甲の家族等への連絡行なう等、必要な処置を講じます。

10 業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整備します。

体制の整備として、感染症又は災害発生時対応の事業継続計画を策定、研修の実施訓練(シミュレーション)の実施をします。

11 事故発生時の対応と防止策

居宅サービス提供時に介護上の事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある場合は、すみやかに甲の家族等及び主治医、関係市町村に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。

サービス提供にあたりリスクの把握に努め、改善を行ないます。

発生した事故については、状況・原因の究明を行い、改善等の再発防止に努めます。

12　身体拘束の禁止

乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他甲の行動を制限する行為を行わないものとします。

13　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

乙は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定を遵守し、乙の職員による虐待が行われないようにします。

（１）虐待防止責任者：施設長　赤塚　成樹

（２）乙は虐待防止のための指針を整備します。

（３）乙は介護職員やその他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年２回以上)実施します。

14　ハラスメントの禁止

乙は、甲又はそのサービス従業者に対し、適切なサービス提供を妨げる以下の行為(以下ハラスメントという)を行ってはならないものとします。

（１）　身体的な暴力、威嚇、脅迫、またはこれに準ずる行為

（２）　社会通念許容される範囲を超えた暴言、大声、侮辱、誹謗中傷、名誉棄損

（３）　執拗な対応の要求、長時間の高速、不当な金品の要求、その他過剰または不当な要求

（４）　職員に対するセクシャルハラスメント(性的な言動、不要な身体接触等)

（５）　職員のプライバシーを侵害する行為(SNSへの無断投稿､つきまとい行為等)

利用者の認知症状等(BPSD 等)に起因する言動については事業者は医療・介護の視点から適切なアプローチを試みますが、職員の安全確保の為、継続的な暴力や著しい危険行為等により他の利用者や職員の安全確保が困難となった場合には、ご家族や主治医、関係機関等と協議のうえ、必要な対応を検討します。

15　守秘義務に関する対策

乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族等の秘密を漏らしません。

また、乙は、乙の職員が退職後、在職中に知り得た甲、甲の家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

なお、乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲、甲の家族等に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関連する者の同意を得ることとします。

その他、上記にかかわらず、乙は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができ

るものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

16　苦情の受付・処理について

（1）本事業所井における苦情の受付

甲及び甲の家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置します。

苦情の相談は面接、電話、書面等により苦情受付者が随時、受け付けます。

| | |
|---|---|
| 苦情受付者窓口 | 生活相談員　介護支援専門員 |
| 受付時間 | 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）　８：３０～１７：３０ |
| 受付番号 | 電　話　０１２３‐５９‐６２１３<br>ＦＡＸ　０１２３‐５９‐５００９ |

（2）苦情処理について

乙は、苦情の主旨にそって、すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について申出人に報告し、当該苦情の記録をするものとします。

また、乙は甲、甲の家族等から前項の問い合わせがなされたことあるいは苦情の申出がなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益、差別的な取扱いもいたしません。

（3）提供するサービスに関して

市町村からの文書の提出･掲示の求め又は市町村職員からの質問･照会に応じ、甲及び甲の家族等からの苦情に関する調査に協力します。

市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行ないます。

| | |
|---|---|
| 夕張市保健福祉課<br>介護保険係 | 所在地　　夕張市本町４丁目２番地<br>電　話　　０１２３‐５２‐３１６４<br>ＦＡＸ　　０１２３‐５２‐０６３８<br>受付時間　８：４５～１７：３０ |

（4）サービスに関する甲からの苦情に関して

乙が解決できない苦情は、「北海道国民健康保険団体連合会」並びに「北海道福祉サービス運営適正化委員会」に申し出ることができます。

「北海道国民健康保険団体連合会」並びに「北海道福祉サービス運営適正化委員会」への調査の協力をすると共に「北海道国民健康保険団体連合会」並びに「北海道福祉サービス運営適正化委員会」からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行ないます。

| | |
|---|---|
| 北海道国民健康保険団体連合会 | 所在地　札幌市中央区南２条西１４丁目国保会館<br>電　話　０１１－２３１－５１６１<br>ＦＡＸ　０１１－２３３－２１７８<br>受付時間　９：００～１７：００ |
| 北海道福祉サービス運営適正化委員会 | 所在地　札幌市中央区北２条西７丁目　かでる２・７　３Ｆ<br>電　話　０１１－２０４－６３１０<br>ＦＡＸ　０１１－２０４－６３１１<br>受付時間　９：００～１７：００ |

17　協力医療機関等

医療を必要とする場合は、甲の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

（１）協力医療機関

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称 | 夕張市立診療所 |
| 所　在　地 | 夕張市若菜８番地１２ |

（２）協力歯科医療機関

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称 | 木村歯科診療所 |
| 所　在　地 | 夕張市本町３丁目 |

18　損害賠償について

乙は、契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。

また、守秘義務に違反した場合も同様とします。

甲に損害が発生した場合は、乙はすみやかに甲に生じた損害を賠償します。

ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

≪損害賠償がなされない場合≫

乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各項目に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

① 甲及び甲の家族等が、契約締結時に甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
② 甲が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
③ 甲の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
④ 甲が、乙若しくは乙の職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

19 サービス提供における乙の義務

乙は、甲に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① 甲の生命、身体、生活環境の安全・確保に配慮します。
② 甲の体調、健康状態等の必要な事項について、医師、看護職員と連携のうえ、甲から聴取、確認します。
③ 甲が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
④ 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する日々の記録を整備し、サービス提供の最終日から２年間保存するとともに、甲及び甲の家族等は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧及びコピーの提供を求めることができます。

20 サービス利用をとりやめる場合（契約の終了について）

（１）甲は、次の契約書第１９条の各号に基づく契約の終了がない限り、契約書に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

① 甲が死亡した場合。
② 要介護認定により甲が自立と判定された場合。
③ 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により本事業所を閉鎖した場合。
④ 本事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
⑤ 乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
⑥ 甲から契約解除又は解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）。
⑦ 乙から契約解除又は解約の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）。

（２）甲からの契約解除・解約

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解除又は解約を申し入れることができます。

この場合は、７日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は終了します。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除・解約することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
② 本事業所の運営規程の変更に同意できない場合。
③ 甲の「居宅サービス計画（ケアプラン)」が変更された場合。
④ 乙若しくは乙の職員が正当な理由なく、契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
⑤ 乙若しくは乙の職員が守秘義務に違反した場合。
⑥ 乙若しくは乙の職員が故意又は過失により甲の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
⑦ 他の利用者が甲の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、乙が適切な対応をとらない場合。

（２）乙からの契約解除・解約

乙は、甲が次の各項目に該当する場合には、契約を解除することができます。

① 甲及び甲の家族等が、契約締結時に甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
② 甲が正当な理由なく、利用料の支払いを３か月以上滞納した場合。
③ 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。
④ 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。
⑤ 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。

※ 乙が前項によりこの契約を解除又は解約するときは、甲の心身の状況やその置かれている状況を踏まえて、介護施設専門員や市町村への連絡、その後のサービスの確認等の援助を行います。

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況

| | |
|---|---|
| 実施の有無 | 無 |

※ この重要事項説明書は、介護保険法令に基づき、甲又は甲の家族等への重要事項説明のために作成したものです

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各１通を保有するものとします。

なお、本契約は令和　　年　　月　　日より適用するものとする。

また、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス利用契約に付帯し、甲（利用者）は乙（清光園短期入所生活介護事業所）に対し、以下の項目について、それぞれ確認し、以下のとおり同意・希望いたします。

| 項　　目 | 確認欄 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 個人情報保護の利用目的 | □　説明を受け同意する<br>□　利用停止・変更等（別紙申請） | 説明・同意 |
| テレビ設置希望 | □　設置を希望する<br>□　設置を希望しない | |

令和　　年　　月　　日

乙（事業者）　住　　所　夕張市南清水沢１丁目５５番地１
事業者名　社会福祉法人　清光園
清光園短期入所生活介護事業所
代表者氏名　理事長　中條　俊博　　印

甲（利用者）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

甲の家族等　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印